

消 防 危 第 71 号
令 和 2 年 3 月 17 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 }
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
(公 印 省 略)

指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 を 貯 蔵 し、 又 は 取 り 扱 う タ ン ク に 係 る 火 災 予 防 条 例 (例) の
運 用 に つ い て

指 定 数 量 の 5 分 の 1 以 上 指 定 数 量 未 満 の 危 険 物 を 貯 蔵 し、 又 は 取 り 扱 う タ ン ク (地 盤 面 下 に
埋 没 さ れ て い る タ ン ク 及 び 移 動 タ ン ク を 除 く。 以 下 「 少 量 危 険 物 タ ン ク 」 と い う。) に つ い て は、
「 〇 〇 市 (町 ・ 村) 火 災 予 防 条 例 (例) 」 (昭 和 36 年 11 月 22 日 付 け 自 消 甲 予 発 第 73 号。 以 下
「 火 災 予 防 条 例 (例) 」 と い う。) に 示 さ れ る 技 術 基 準 を 踏 ま え、 各 市 町 村 の 火 災 予 防 条 例 に お
い て 運 用 さ れ て い る と ころ で す。

こ の こ と に 関 し、 「 規 制 改 革 ホ ッ ト ラ イ ン 」 (令 和 元 年 7 月 25 日 内 閣 府 と り ま と め) に お い て、
園 芸 な ど の 用 途 に 用 い ら れ る 少 量 危 険 物 タ ン ク の 設 置 方 法 に つ い て、 各 市 町 村 の 火 災 予 防 条 例
に お け る 位 置、 構 造 及 び 設 備 の 技 術 上 の 基 準 の 運 用 に 当 た り、 統 一 的 な 取 扱 い が 行 わ れ る よ う
求 め ら れ て い る と ころ で す。

今 般、 こ の こ と を 踏 ま え、 火 災 予 防 条 例 (例) 第 31 条 の 4 に 規 定 さ れ る 少 量 危 険 物 タ ン ク の
位 置、 構 造 及 び 設 備 の 技 術 上 の 基 準 に 係 る 運 用 に つ い て、 下 記 の と お り と り ま と め ま し た の で
周 知 し ま す。

貴 職 に お か れ ま し て は、 こ の こ と に 留 意 の 上、 各 市 町 村 の 火 災 予 防 条 例 に 係 る 運 用 に お い て
御 配 慮 い た だ く と と も に、 各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 に お か れ ま し て は、 貴 都 道 府 県 内 の 市
町 村 (消 防 の 事 務 を 処 理 す る 一 部 事 務 組 合 等 を 含 む。) に 対 し て こ の 旨 周 知 く だ さ い ま す よ う お
願 い し ま す。

本 通 知 は 消 防 組 織 法 (昭 和 22 年 法 律 第 226 号) 第 37 条 の 規 定 に 基 づ く 技 術 的 助 言 で あ る こ
と を 申 し 添 え ま す。

記

- 1 複 数 の 少 量 危 険 物 タ ン ク を 設 け る 場 合 の 取 扱 い に つ い て (第 31 条 の 4 第 2 項 第 1 号 関 係)
複 数 の タ ン ク を 設 け る 場 合、 タ ン ク 間 の 距 離 を 1 m 以 上 確 保 す る こ と に よ り、 そ れ ぞ れ の
タ ン ク を 一 の 貯 蔵 場 所 と し て 取 り 扱 う こ と が で き る も の で あ る こ と。
こ の 場 合、 タ ン ク に 接 続 す る 配 管 は、 他 の タ ン ク に 接 続 さ れ る 配 管 と 共 用 す る こ と が で き
る も の で あ る こ と。

2 少量危険物タンクの周囲に設ける流出防止措置について(第31条の4第2項第10号関係)

- (1) タンク周囲に設ける囲いは、鉄筋コンクリート製又は鋼板、ステンレス等の金属製のものとするとともに、当該囲いの容量は、タンクの最大容量以上の量を収納できる量とすること。

また、複数のタンクを包含するように囲いを設ける場合、当該囲いの容量は、包含されるタンクのうち、最大のものの容量以上の量を収納できる量とすること。この場合において、配管の破損等により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作等により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。

- (2) 火災予防条例(例)第31条の2第2項第1号の標識等を囲いに付置する場合は、囲いの機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野、黒川

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534